II 青少年の雇用の促進等に関する法律 （若者雇用促進法）について

## 1 若者雇用促進法について

少子化に伴い労働力人口が減少する中，若者が安定した雇用の中で経験を積みながら職業能力を向上させ，働きがいを持って仕事に取り組んでいくことができる社会を築くことは，全員参加型社会の実現を図り，我 が国全体の生産性の向上を図る上で，ますます重要な課題となっています。

若者雇用促進法は，若者の適切な職場選択の支援に関する措置，職業能力の開発•向上に関する措置等を総合的に規定した法律であり平成27年10月1日から施行（一部，平成28年3月1日または4月1日から施行）され ています。

若者の雇用•育成に関わる事業主の皆さまにおかれましては，この法律をご理解いただくとともに，若者 が次代を担う存在として活躍できる環境整備に向けて取組みを進めていきましょう。

## ■青少年の雇用の促進等に関する法律＜若者雇用促進法＞

## （1）関係者の責務の明碓化と相互の連携

事業主，職業紹介事業者，国，地方公共団体など，青少年の雇用における関係者の責務を明確にし，相互に連携を図ります。【平成27年10月1日施行】

## （2）適切な職業選択のための取組の促進

## （1）事業主による職場情報の提供の義務化【平成28年3月1日施行】（28ページ参照）

新卒者の募集を行う企業に対し，企業規模を問わず，幅広い情報提供を努力義務とし，応募者等 からの求めがあった場合は，次の（ア）～（ウ）の 3 類型ごとに 1 つ以上の情報提供を義務付け ます。
（ア）募集•採用に関する状況
（イ）労働時間などに関する状況
（ウ）職業能力の開発•向上に関する状況

## （2）ユースエール認定制度について【平成27年10月1日施行】（34ページ参照）

青少年に関する雇用管理の状況が優良な中小企業について，厚生労働大臣による新たな認定制度 を設けます。
（3）職業能カの開発•向上及び自立の促進
（1）国は，地方公共団体などと連携し，青少年に対し，職業訓練の推進，ジョブ・カード（職務経歴等記録書）の普及の促進など，必要な措置を講じるように努めます。【平成27年10月1日施行】
（2）いわゆるニートなどの青少年に対し，特性に応じた相談機会の提供や，職業生活における自立支援 のための施設（地域若者サポートステーション）の整備などを行います。【平成28年4月1日施行】
※詳しくは，管轄のハローワークまたは東京労働局までお問い合わせください。
また，厚生労働省のHPより若者雇用促進法の詳細リーフレットをダウンロードすることができます。
（https：／／www．mhlw．go．jp／stf／seisakunitsuite／bunya／0000097679．html）


事業主•職業紹介事業者等の皆さまへ

## 提供する制度について

新規学校卒業段階でのミスマッチによる早期離職を解消し，若者が充実した職業人生を歩んでい くため，労働条件を的碓に伝えることに加えて，若者雇用促進法では，平均勤続年数や研修の有無及 び内容といった就労実態等の職場情報も併せて提供することとなっています。企業にとつても，採用 －広報活動を通じて詳しい情報を提供することによって，求める人材の円滑な採用が期待できます。

## 情報提供の仕細み

新卒者等（※）であることを条件とした募集•求人申込みを行う場合に，情報提供が必要です。
－幅広い職場情報の提供が努力義務となります。


■ 応募者等や，求人申込みをした八ローワーク，特定地方公共団体や職業紹介事業者（職業紹介事業者としての学校を含む）または求人の紹介を受けた者等から求めがあった場合は，次ペー ジの（ア）～（ウ）の 3 類型それぞれについて 1 つ以上の情報提供が義務となります。


求人の紹介 を受けた者 または受けようと する者

指針（P38参照）において，情報提供項目（P29参照）の全てについて，ホームページでの公表，会社説明会での情報提供，求人票への記載などにより，積極的に情報提供を行うことが望ましいと定められています。

[^0]| 1 募集•採用に関する情報 | （1）過去 3 年度の新卒採用者数•離職者数，（2）過去 3 年度の新卒採用者数の男女別人数，（3）平均継続勤務年数 ※参考値として，可能であれば平均年齢についても情報提供してください。 |
| :---: | :---: |
| 2 職業能力の開発•向上に関する取組の状況 ${ }^{*} 1$ | （1）研修の有無及び内容※2，（2）自己啓発支援の有無及び内容，（3）メンター制度の有無，（4）キャリアコンサルティング制度の有無及び内容，（5）社内検定等の制度 の有無及び內容※3 |
| 3 職場への定着の促進 に関する取組の実施状況 | （1）前年度の月平均所定外労働時間，（2）前年度の有給休暇の平均取得日数，（3）前年度の育児休業取得対象者数•取得者数（男女別），（4）役員及び管理的地位に ある者に占める女性の割合 |

※1 制度として就業規則等に規定されているものでなくても，継続的に実施していて，そのことが従業員に周知されていれば，「有」として構いません。
※2 研修の内容は，具体的な対象者や内容を示してください。
※ 3 業界団体等が実施する検定を活用する場合も「有」として構いません。

## 職場情報提供のメリット

職場情報を提供することで，次のようなメリットが期待されます！

| 新規学卒者等の応募意欲 |
| :---: |
| 就裁後の働き方に対するイメージがより具体的に湧くことで，新規学卒者等の応募意欲か高まり，求人への応募数が増加します。 |

## 信用力，企業イメージ

企業情報の「見える化」が図られることで，透明性が高い企業との評価が得られ，企業イメージが向上します。

## 入社後の職場定着

職場情報を事前に把握した上での入社が可能とな ることで，ミスマッチによる早期離職を防ぐこと ができ，入社後の定着率向上につながります。

## ワーク・ライフ・バランスの意識

従業員が自社の情報を客観的に確認することがで きることで，従業員のワーク・ライフ・バランス意識が向上します。

## 情報是供における留靑事項

1．企業全体の雇用形態別（※）の情報を提供してください。また，採用区分や事業所別などの詳細情報についても，追加情報として提供することが望まれ ます。
※いわゆる正社員として募集•求人申込みを行う場合は，正社員である労働者に関する情報を提供してく ださい。また，期間雇用者や派遣労働者等，いわゆる正社員以外の雇用形態で募集•求人申込みを行う場合は，正社員以外の直接雇用の労働者全てに関する情報を提供してください。
※（ウ）「役員に占める女性割合及び管理的地位にある者に占める女性割合」については，募集•求人申込みを行う雇用形態に関わらず，企業に雇用される全ての労働者に関する情報としてください。

2．企業グループ全体として募集•求人申込みを行い，グループ傘下の各企業に配属する採用形態の場合は，配属の可能性のある企業それぞれについての情報を提供してください。
3．海外支店等に勤務している労働者については除外した情報としてください。
4．最新の情報を提供してください。

## 情報提供の方法

以下の方法により情報提供を行ってください。
（1）ホームページでの公表，会社説明会での提供，求人票への記載などによる，自主的•積極的 な情報提供
（2）応募者等から個別の求めがあった場合は，メールまたは書面による情報提供
※ ①によりホームページに㧦載している場合は，情報そのものの提供に代えて，䍖載鲻所を示すことでも構いません。

## 情報提供が素務となる「求め」の方法

## 【応募者や応募しようとする者の場合】

応募者や応募しようとする者が，メールまたは書面等により以下の事項を企業に対して伝える ことで「求め」となります（※）。
（1）氏名
（2）連絡先（住所またはメールアドレス）
（3）所属学校名，在学年または卒業年月
（4）情報提供を希望する旨





## 「求め」を行つたことを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。

## 【典型的な不利益取り扱いの例】

口情報提供を求めた者に対してのみ，説明会等の採用選考に関する情報を提供しないこと。
【不利益取扱いを疑われるおそれがあるため，行わないことが望ましい例】
■説明会において，情報提供を求める行為をマイナスに評価している言動を行うこと。
－面接において，当該応募者が情報提供を求めた事実に触れること。

[^1]
## 〈参考〉

# 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主，特定地方公共団体，職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」における関連規定 

事業主等が青少年の募集及び採用に当たつて講ずべき措置として，指針に以下が規定されてい ますので，指針に沿った適切な対応を行ってください。
＜事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置（指針第二の二）＞
（一）ホームページ等での公表，会社説明会での提供又は求人票への記載等により，青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第三条第一項各号に揭げる事項の全て＊について情報提供することが望ましいこと。
（二）新卒者等が具体的な項目の情報提供を求めた場合には，特段の事情がない限り，当該項目 を情報提供することが望ましいこと。
（三）情報提供の求めを行った新卒者等に対して，当該求めを行ったことを理由とする不利益な取扱いをしないこと。
（四）情報提供の求めに備え，あらかじめ提供する情報を整備しておくことが望ましいこと。 また，その求めがあった場合には，速やかな情報提供に努めること。
※「青少年雇用情報の全ての項目」のこと。以下同じ。
＜特定地方公共団体及び職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場へ の定着促進のために講ずべき措置（指針第四の四）＞
（一）特定地方公共団体及び職業紹介事業者は，新卒者等求人の申込みを受理する際に，求人者に青少年雇用情報の提供を求めるとともに，施行規則第三条第一項各号に揭げる事項 の全てを提供するよう働きかけ，新卒者等に対する職業紹介に活用することが望ましい こと。また，特定地方公共団体及び職業紹介事業者は，就膱支援サイトを運営する場合 は，事業主の青少年雇用情報について，可能な限り同項各号に揭げる事項の全てが掲載 されるように取り組むこと。
求人の申込みを受理する段階で提供がなされていない青少年雇用情報について，新卒者等から特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対して個別に照会があった場合は，特定地方公共団体又は職業紹介事業者から求人者に対して当該照会に係る青少年雇用情報の提供を求めることが望ましいこと。この場合において，当該照会を行った新卒者等に関 する情報を求人者に明示する必要はないことに留意すること。
（二）募集情報等提供事業者は，自らの運営する就職支援サイトに，新卒者等募集を行う事業主の青少年雇用情報について，可能な限り施行規則第三条第一項各号に揭げる事項の全 てが揭載されるように取り組むこと。

詳しくは，都道府県労働局または八ローワークへお問い合わせください。 また，この制度に関してご相談がある場合は，最寄りのハローワークへご連絡ください。

求人企業の皆さまへ

## 改正職業安定法（求人不受理）について

2020年（令和 2 年）3月30日から，改正職業安定法の一部や関連する政令•省令•指針が施行され，八ローワークは，一定の労働関係法令違反のある求人者 からの求人の申し込みなどを受理しないことが可能となっております。

このリーフレットでは，求人企業の皆さまが，ハローワークに求人を申し込む際に留意していただきたい点をお知らせします。
※ 違反した場合に求人不受理となる規定が追加になります（施行日：令和4年10月1日）。

ハローワークは，原則として，全ての求人の申し込みを受理しなければならないとされて います。ただし，以下のいすれかの要件に該当する場合には，求人の申し込みを受理しない ことができます。
（1）内容が法令に違反する求人
（2）労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
（3）一定の労動関係法令違反のある求人者による求人
（4）求人者が労働条件を明示しない求人
（5）暴力団員など（＊）による求人
（※）暴力団員，法人で役員の中に暴力団員がいる者，暴力団員がその事業活動を支配する者
正当な理由なく，ハローワークからの報告の求めに応じなかった求人者による求人

○ ハローワークは，求人の申し込みが上記の要件に該当するか否か，求人者に対して報告を求めることができるとされており，職業安定法では，求人者は，ハローワークからその求め があったときは，正当な理由がない限り，応じなければならないとされています。
－正当な理由なく，ハローワークからの報告の求めに応じなかった場合は，求人 の申し込みが受理されないことになりますので，報告にご協力ください。
また，報告の際に，事実に相違する報告をした場合には，都道府県労働局によ る勧告や公表などの対象となる可能性があるので，正しい内容の報告をお願いし ます。

[^2]

## 以下に該当する場合には，求人の申込みが受理されません

## 対象となる主なケース

労働基準法及び最低賃金法に関する規定

職業安定法，労働施策総合推進法，男女雇用機会均等法及び育児•介護休業法に関する規定

1年間に2回以上，同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合
対象条項違反により送検され，公表さ れた場合

対象条項に違反し，法違反の是正を求 める勧告に従わず，公表された場合

## 基本となる不受理期間

## 法違反の是正後6か月経過する

 まで送検された日から1年経過する まで

法違反の是正後6か月経過する まで

## 違反した場合に求人の申込みが受理されないこととなる法律の規定

法律

## 対象条項

＜男女同—賃金＞第4条，＜強制労働の禁止＞第5条，＜労働条件明示＞第15条第1項及び第3項，＜賃金＞第24条，第37条第1項及び第4項，＜労働時間＞第32条，第36条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る），第141条第3項，＜休日•休暇等＞第34条，

労働基準法

職業安定法

最低賃金法
労働施策総
合推進法

男女雇用機会均等法第35条第1項，第39条第1項，第2項，第5項，第7項及び第9項，＜年少者関係＞第56条第1項，第61条第1項，第62条第1項及び第2項，第63条，＜妊産婦関係＞第64条の 2（第1号に係る部分に限る），第64条の3第1項，第65条，第66条，第67条第2項 （※）労働者派遣法第44条（第4項を除く）の規定により適用する場合を含む。
＜労働条件等の明示＞第5条の3第1項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る），第2項及び第3項，第5条の4第1項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）及び第2項 （労働者の募集を行う者に係る部分に限る），＜求職者等の個人情報の取扱い＞第5条の5 （労働者の募集を行う者に限る），＜求人の申込み時の報告＞第5条の6第3項，＜委託募集＞第36条，＜労働者募集に係る報酬受領•供与の禁止＞第39条（労働者の募集を行う者 に係る部分に限る），第40条，＜労働争議への不介入＞第42条の 2 において読み替えて準用する法第20条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る），＜秘密を守る義務＞第51条 （労働者の募集を行う者に係る部分に限る）

第4条第1項
第30条の2第1項及び第2項（第30条の5第2項及び第3O条の6第2項において準用する場合を含む）
（※）第30条の2第1項の規定を労働者派遣法第47条の4の規定により適用する場合を含む。
第5条から第7条，第9条第1項から第3項，第11条第1項及び第2項（第11条の3第2項，第17条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む），第11条の3第1項，第12条及び第13条第1項
（※）労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。
第6条第1項，第9条の3第1項，第10条，第12条第1項，第16条（第16条の4及び第 16条の7において準用する場合を含む），第16条の3第1項，第16条の6第1項，第16条の8第1項（第16条の9第1項において準用する場合を含む），第16条の10，第17条
育児•介護
休業法

第1項（第18条第1項において準用する場合を含む），第18条の2，第19条第1項（第 20条第1項において準用する場合を含む），第20条の2，第21条第2項，第23条第1項か ら第3項まで，第23条の2，第25条第1項及び第2項（第52条の4第2項及び第52条の 5第2項において準用する場合を含む）及び第26条
（※）労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

若者の採用•育成に積極的な中小企業の皆さまへ

## ご存じですか？

「ユースエール認定制度｣雇間管理の優良な中小花業を㦄援します！

若者の採用•育成に積極的で，若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を，若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで，企業が求める人材の円滑な採用を支援し，求職中の若者とのマッチング向上を図ります。
〈誌走マーク＞

## Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると，どんなメリットがありますか？

ユースエール認定企業になると，以下の支援を受けることができるようになり，企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

「わかものハローワーク」や「新卒応援八ローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPR することで，若者からの応募増が期待できます。 また，厚生労働省が運営する，若者の採用•育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので，貴社の魅力を広くアピールすることができます。

各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので，正社員就職を希望する若者などの求職者 と接する機会が増え，より適した人材の採用を期待できます。

認定企業は，ユースエール認定マーク（右）を，商品や広告 などに付けることができます。認定マークを使用することに より，ユースエール認定を受けた優良企業であるということ を対外的にアピールすることができます。

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金」を利用する際，基準利率から－0．65\％での融資を受ける ことができます。
※基準利率は，貸付期間，担保の有無などに応じて異なります。詳細は以下のURLをご覧ください。 https：／／www．jfc．go．jp／n／rate／base．html
※ 働き方改革推進支援資金の詳細は，以下のURLをご覧ください。 https：／／www．jfc．go．jp／n／finance／search／hatarakikata．html

公共調達のうち，価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式•企画競争方式）を行う場合は，契約内容に応じて，ユースエール認定企業を加点評価するよう，国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。
※加点評価の詳細は，公共調達を行う行政機関によって定められています。

【認定基準】
1 学卒求人 ${ }^{2}$ 1 など，若者対象の正社員 ${ }^{2} 2$ の求人申込みまたは募集を行っていること
2 若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること

右の要件をすべて満たしていること

右の青少年雇用情報 について公表してい ること
－「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
直近 3 事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が $20 \%$ 以下 3
前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ，月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が 1 人もいないこと

前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均 $70 \%$ 以上又は年間
取得日数が平均10日以上 $\times 4$
－直近 3 事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が 1 人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が $75 \%$ 以上※5

- 直近 3 事業年度の新卒者などの採用者数•離職者数，男女別採用者数，平均継続勤務年数
- 研修内容，メンター制度の有無，自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度•社内検定等の制度の有無とその内容
－前事業年度の月平均の所定外労働時間，有給休暇の平均取得日数，育児休業の取得対象者数•取得者数（男女別），役員•管理職の女性割合

5 過去 3 年間に認定企業の取消を受けていないこと
6 過去 3 年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ 6
7 過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行つていないこと
8 過去 1 年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行つていないこと※7
9 暴力団関係事業主でないこと
10 風俗営業等関係事業主でないこと
11 各種助成金の不支給措置を受けていないこと
12 重大な労働関係等法令違反を行っていないこと
※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。
※2 正社員とは，直接雇用であり，期間の定めがなく，社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いな がら業務に従事する労働者をいい，派遣契約で業務に従事する者は除きます。
※ 3 直近 3 事業年度の採用者数が 3 人または 4 人の場合は，離職者数が 1 人以下であれば，可とします。
※ 4 有給休暇に準ずる休暇として，企業の就業規則等に規定する，有給である，毎年全員に付与する，という 3 つの条件を満た す休暇について，労働者 1 人あたり 5 日を上限として加算することができます。
※ 5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は，育休制度が定められていれば可とします。また，「くるみん認定」 （子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん，トライくるみん，プラス を含みます。）を取得している企業については，認定を受けた年度を含む 3 年度間はこの要件を不問とします。
※63，4の基準を満たさずに辞退した場合，再度基準を満たせば辞退の日から 3 年以内であっても再申請が可能です。
※ 7 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

## －認定企業になるには，どうすればよいですか？

認定企業となるためには，各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たし ていることを確認した後，各都道府県労働局から認定通知書を交付します。
※申請書などの提出は，ハローワークを経由して行うことができる場合があります。また，認定基準を満たしてい るかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は，各都道府県労働局へお問い合わせください。

## 電子伊請も利用でぎます！

ユースエールの認定申請は，持参又は郵送によるほか，e－Govポータルサイトから，電子申請 の利用が可能です。ぜひご利用ください。（https：／／shinsei．e－gov．go．jp／）

本リーフレットの内容について詳しくは，都道府県労働局，八ローワークへお問い合わせください。 （融資制度の詳細は，株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）

## 若者の募集•求人の申込みをお考えの事業主の皆さまへ職業紹介事業者の皆さまへ

# 固定残業代＂を賃金に含める場合は，適切な表示をお願いします 

※「固定残業代」とは，その名称にかかわらず，一定時間分の時間外労働，休日労働および深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金のことです。

近年，募集要項や求人票の「固定残業代」を含めた賃金表示をめぐるトラブル が見受けられます。若者が就職先の企業を選択する際には，正確な労働条件の表示が重要であり，「若者雇用促進法」に基づく指針でも，「固定残業代」につい て適切な表示をするよう定めています。

事業主の皆さまには，求人•募集の段階で，指針を踏まえた「固定残業代」の明示をしつかり行っていただき，また，職業紹介事業者の皆さまも，求人を受け付ける際は明示が適切になされるように㗢きかけをお願いいたします。

## （1）固定㱛美代制を弾用する場合は，蒙集票項や求人票などに，次の（1～③の内蓉すべてを明示してください。 <br> （1）固定残業代を除いた基本給の額 <br> （2）固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法 <br> （3） <br> 固定残業時間を超える時間外労働， <br> 休日労働および深夜労働に対して割増賃金を追加で支払う旨 <br> －時間外労働について固定残業代制を採用している場合の記載例 <br> （1）基本給（ $\times \times$ 円）（2）の手当を除く額） <br> （2）$\square \square$ 手当（時間外労働の有無にかかわらず，$\bigcirc$ 時間分の時間外手当として $\triangle \triangle$ 円を支給） <br> （3）○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給

## 【注意点】

※「ロロ」には，固定残業代に該当する手当の名称を記載します。
※「ロロ手当」に固定残業代以外の手当を含む場合には，固定残業代分を分けて記載してください。
※ 深夜労働や休日労働について固定残業代制を採用する場合も，同様の記載が必要です。

## ［参考］青少年の雇用機会の碓保及び職場への定着に関して事業主，特定地方公共団体，職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（抜粋）

## 第二の一（一）八（八）

賃金に関しては，賃金形態（月給，日給，時給等の区分），基本給，定額的に支払われる手当，通勤手当，昇給に関する事項等について明示すること。また，一定時間分の時間外労働，休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は，名称のいかんにかかわらず，一定時間分の時間外労働，休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下この（八）及びレ（八）において「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下この（八）において「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。），固定残業代を除外した基本給の額，固定残業時間を超える時間外労働，休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。

## 参考餈料 賃金•固定残業代に関する申出•苦情等

八ローワークにおける，求人票の記載内容と実際の労働条件の相違に対する申出•苦情 で，一番多い内容は「賃金に関すること（固定残業代を含む）」です。


民間職業紹介機関を利用して就職活動した方の「求人条件と採用条件が異なっていた」 という不満で，一番多い内容は「賃金に関すること（固定残業代を含む）」です。


時間外割増賃金をめぐるトラブルには，次のような裁判例があります。

## 【T事件（平成24年3月8日／最高裁第一小法廷判決）】

本件雇用契約は，（略）基本給を月額41万円とした上で，月間総労働時間が 180 時間を超 えた場合には，その超えた時間につき 1 時間当たり一定額を別途支払い，（略）月間180時間以内の労働時間中の時間外労働がされても，基本給自体の金額が増額されることはな い。（略）基本給について，通常の労働時間の賃金に当たる部分と労働基準法第37条第1項の規定する時間外の割増賃金に当たる部分とを判別することはできないものというべき である。これらによれば，（略）時間外労働をした場合に，月額41万円の基本給の支払を受けたとしても，その支払によって，月間180時間以内の労働時間中の時間外労働につい て労働基準法第37条第1項の規定する割増賃金が支払われたとすることはできない（略）。

## 【U事件（平成20年10月7日／東京地裁判決）】

販売手当（略）は，いずれも各店舗の売上等に応じて支給されるものであり，これが従業員が時間外労働や深夜労働をした場合に支給される割増賃金と同様の性質を有するものと はいい難い。（略）販売手当が時間外勤務手当に代わるものであるという説明をしたとま では述べていないのであるし，他に販売手当が時間外勤務手当に代わるものであるという説明をしたことを認めるに足りる証拠はないから，（略）販売手当の支払をもって時間外及び深夜の割増賃金の支払ということはできない。

## 【F事件（平成20年3月21日／東京地裁判決）】

少なくとも労働者が自分が当月働いた分についてどれだけの時間外労働がなされ，それに対していくらの割増賃金が出ているのかを概算的にでも有効•適切に知ることができなけ れば，労使の合意に基づいた労働条件の中身としての賃金なり給与条件の合意が成立した ことにはならない。

## 6 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主，特定地方公共団体，職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

（平成27年厚生労働省告示第406号） （最終改正 令和 6 年厚生労働省告示第 25 号）

第一 趣旨
この指針は，青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第四条及び第六条に定める事項についての必要な措置に関し，事業主，特定地方公共団体（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第九項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同 じ。），職業紹介事業者等（法第四条第二項に規定する職業紹介事業者等をいう。以下同じ。） その他の関係者が適切に対処することができるよう，我が国の雇用慣行，近年における青少年の雇用失業情勢等を考慮して，これらの者が講ずべき措置について定めたものであ る。

なお，中学校，義務教育学校，高等学校又は中等教育学校の新規卒業予定者については，経済団体，学校及び行政機関による就職に関する申合せ等がある場合には，それに留意す ること。

第二 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置
一 労働関係法令等の遵守
事業主，青少年の募集を行う者，募集受託者（職業安定法第三十九条に規定する募集受託者をいう。（一）及び第四の三（三）において同じ。）及び求人者は，青少年が適切に職業選択を行い，安定的に働くことができるようにするためには，労働条件等が的確に示 されることが重要であることに鑑み，次に掲げる労働条件等の明示等に関する事項を遵守すること。
（一）募集に当たって遵守すべき事項
イ 青少年の募集を行う者及び募集受託者は職業安定法第五条の三第一項の規定に基づき，募集に応じて労働者になろうとする青少年に対し，従事すべき業務の内容及び賃金，労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。） を可能な限り速やかに明示しなければならないこと。

口 求人者は，青少年を対象とした求人の申込みに当たり，公共職業安定所，特定地方公共団体又は職業紹介事業者（職業安定法第四条第十項に規定する職業紹介事業者をいう。以下同じ。）に対し，同法第五条の三第二項の規定に基づき，従事す心゙

き業務の内容等を明示しなければならないこと。
八 青少年の募集を行う者，募集受託者及び求人者（以下この（一）において「募集者等」 という。）は，イ又はロにより従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては，次に掲げるところによらなければならないこと。
（イ）明示する従事すべき業務の内容等は，虚偽又は誇大な内容としないこと。
（口）労働時間に関しては，始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間，休日等について明示すること。また，労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十八条の三第一項の規定により同項第二号に掲げる時間労働したものとみなす場合又は同法第三十八条の四第一項の規定により同項第三号に掲げる時間労働したものとみなす場合は，その旨を明示すること。また，同法第四十一条の二第一項の同意をした場合に，同項の規定により労働する労働者として業務に従事することとなるときは，その旨を明示すること。
（ハ）賃金に関しては，賃金形態（月給，日給，時給等の区分），基本給，定額的に支払われる手当，通勤手当，昇給に関する事項等について明示すること。また，一定時間分の時間外労働，休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は，名称のいかんに かかわらず，一定時間分の時間外労働，休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下この（ハ）及びレ（ハ）において「固定残業代」という。）に係 る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下この（ハ）に おいて「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。），固定残業代を除外した基本給の額，固定残業時間を超える時間外労働，休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。
（二）期間の定めのある労働契約を締結しようとする場合は，当該契約が試みの使用期間の性質を有するものであっても，当該試みの使用期間の終了後の従事す べき業務の内容等ではなく，当該試みの使用期間に係る従事すべき業務の内容等を明示すること。

二募集者等は，イ又はロにより従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては，次に掲げるところによるべきであること。
（イ）原則として，求職者又は募集に応じて労働者になろうとする青少年（以下こ の（一）において「求職者等」という。）と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。なお，ハ（ロ）中段及び後段並びにハ（ハ）後段に係る

内容の明示については，特に留意すること。
（ロ）従事すべき業務の内容等の事項の一部をやむを得ず別途明示することとす るときは，その旨を併せて明示すること。

ホ 募集者等は，イ又はロにより従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては，次に掲げる事項に配慮すること。
（イ）求職者等に具体的に理解されるものとなるよう，従事すべき業務の内容等の水準，範囲等を可能な限り限定すること。
（ロ）求職者等が従事すべき業務の内容に関しては，職場環境を含め，可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。
（八）明示する従事すべき業務の内容等が労働契約締結時の従事すべき業務の内容等と異なることとなる可能性がある場合は，その旨を併せて明示するととも に，従事すべき業務の内容等が既に明示した内容と異なることとなった場合に は，当該明示を受けた求職者等に速やかに知らせること。

へ 求人者及び青少年の募集を行う者（以下この（一）において「求人者等」という。） は，職業安定法第五条の三第三項の規定に基づき，それぞれ，紹介された求職者又 は募集に応じて労働者になろうとする青少年（ト及びチにおいて「紹介求職者等」 という。）と労働契約を締結しようとする場合であって，これらの者に対して同条第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この（一）において「第一項明示」という。）を変更し，特定し，削除し，又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する場合は，当該契約の相手方となろうとする青少年に対し，当該変更し，特定し，削除し，又は追加する従事すべき業務の内容等（ト において「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。

ト 求人者等は，への明示を行うに当たっては，紹介求職者等が変更内容等を十分に理解することができるよう，適切な明示方法をとらなければならないこと。その際， （イ）の方法によることが望ましいものであるが，（ロ）などの方法によることも可能 であること。
（イ）第一項明示と変更内容等とを対照することができる書面を交付すること。
（口）労働基準法第十五条第一項の規定に基づき交付される書面（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五条第四項第一号の規定に基づき送信されるファクシミリの記録又は同項第二号の規定に基づき送信される電子メ ールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電

気通信の記録を含む。）において，変更内容等に下線を引き，若しくは着色し，又は変更内容等を注記すること。なお，第一項明示の一部の事項を削除する場合 にあっては，削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載するこ と。

チ 求人者等は，締結しようとする労働契約に係る従事すべき業務の内容等の調整 が終了した後，当該労働契約を締結するかどうか紹介求職者等が考える時間が確保されるよう，可能な限り速やかにへの明示を行らこと。また，への明示を受けた紹介求職者等から，第一項明示を変更し，特定し，削除し，又は第一項明示に含ま れない従事すべき業務の内容等を追加する理由等について質問された場合には，適切に説明すること。

リ 第一項明示は，そのまま労働契約の内容となることが期待されているものであ ること。また，第一項明示を安易に変更し，削除し，又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加してはならないこと。

ヌ 学校卒業見込者等（法第十三条第一項に規定する学校卒業見込者等をいう。以下同じ。）については，特に配慮が必要であることから，第一項明示を変更し，削除 し，又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（ニ（ロ） により，従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において，当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること。また，原則として，学校卒業見込者等を労働させ，賃金を支払う旨 を約し，又は通知するまでに，職業安定法第五条の三第一項及びへの明示が書面に より行われるべきであること。

ル 職業安定法第五条の三第一項の規定に基づく明示が同法の規定に抵触するもの であった場合，への明示を行ったとしても，同項の規定に基づく明示が適切であっ たとみなされるものではないこと。

ヲ 求人者等は，第一項明示を変更し，削除し，又は第一項明示に含まれない従事す べき業務の内容等を追加した場合は，求人票等の内容を検証し，修正等を行うべき であること。

ワ イ又はロ及びへにより従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては，職業安定法第五条の三第四項の規定により，次に掲げる事項（（二）に掲げる事項につい ては期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）であって当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものに係る職業紹介，

青少年の募集又は労働者供給の場合に限り，（又）に掲げる事項については青少年 を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関す る法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下このワにおいて同じ。）として雇用しようとする場合に限る。）については，書面 の交付（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第四条の二第四項第二号の場合においては，同号イ及びロに掲げる方法を含む。）により行わなけれ ばならないこと。
（イ）青少年が従事すべき業務の内容に関する事項（従事すべき業務の内容の変更 の範囲を含む。）
（ロ）労働契約の期間に関する事項
（八）試みの使用期間に関する事項
（二）有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間（労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項に規定する通算契約期間を いう。（二）ホ（ロ）において同じ。）又は有期労働契約の更新回数に上限の定 めがある場合には当該上限を含む。）
（ホ）就業の場所に関する事項（就業の場所の変更の範囲を含む。）
（へ）始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休賏時間及び休日 に関する事項
（ト）賃金（臨時に支払われる賃金，賞与，精勤手当，勤続手当及び奨励加給又は能率手当を除く。）の額に関する事項
（チ）健康保険，厚生年金，労働者災害補償保険及び雇用保険の適用に関する事項
（リ）青少年を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項
（又）青少年を派遣労働者として雇用しようとする旨
（ル）就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項
カ イ又はロ及びへによる明示は，試みの使用期間中の従事すべき業務の内容等と当該期間が終了した後の従事すべき業務の内容等とが異なる場合には，それぞれ の従事すべき業務の内容等を示すことにより行わなければならないこと。

ヨ 求人者等は，求職者等に対する第一項明示に関する記録を，当該明示に係る職業紹介又は青少年の募集が終了する日（当該明示に係る職業紹介又は青少年の募集が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあっては，当該明示に係る労働契約を締結する日）までの間保存しなければならないこと。

タ 青少年の募集を行う者及び募集受託者は，新聞，雑誌その他の刊行物に掲載する広告，文書の掲出若しくは頒布又は職業安定法施行規則第四条の三第一項に定める方法（レにおいて「広告等」という。）により青少年の募集に関する情報又は同条第三項に定める情報（レにおいて「青少年の募集等に関する情報」という。）を提供するに当たっては，同令第四条の二第三項各号に掲げる事項及び八（ロ）から（ニ） までにより明示することとされた事項を可能な限り当該情報に含めることが望ま しいこと。

レ 青少年の募集を行う者及び募集受託者は，広告等により青少年の募集等に関する情報を提供するに当たっては，労働者になろうとする青少年に誤解を生じさせるこ とのないよう，次に掲げる事項に留意すること。
（イ）関係会社を有する者が青少年の募集を行う場合，青少年を雇用する予定の者 を明確にし，当該関係会社と混同されることのないよう表示しなければならな いこと。
（ロ）青少年の募集と，請負契約による受注者の募集が混同されることのないよう表示しなければならないこと。
（八）賃金等（賃金形態，基本給，定額的に支払われる手当，通勤手当，昇給，固定残業代等に関する事項をいう。以下この（ハ）において同じ。）について，実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。
（ニ）職種又は業種について，実際の業務の内容と著しく乘離する名称を用いては ならないこと。

ソ 青少年の募集を行ら者及び募集受託者は，職業安定法第五条の四第二項の規定 により青少年の募集に関する情報を正確かつ最新の内容に保つに当たっては，次 に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこと。
（イ）青少年の募集を終了した場合又は青少年の募集の内容を変更した場合には，当該募集に関する情報の提供を速やかに終了し，又は当該募集に関する情報を速やかに変更するとともに，当該情報の提供を依頼した募集情報等提供（職業安定法第四条第六項に規定する募集情報等提供をいう。第四の三（六）において同 じ。）を業として行う者（以下「募集情報等提供事業者」という。）に対して当該情報の提供を終了するよう依頼し，又は当該情報の内容を変更するよう依頼 すること。
（ロ）青少年の募集に関する情報を提供するに当たつては，当該情報の時点を明ら
かにすること。
（八）募集情報等提供事業者から，職業安定法施行規則第四条の三第四項又は職業紹介事業者，求人者，労働者の募集を行う者，募集受託者，募集情報等提供事業 を行う者，労働者供給事業者，労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第百四十一号。以下「職業紹介事業者等指針」という。）第八の二の（一）により，当該青少年の募集に関する情報の訂正又は変更を依頼された場合には，速やかに対応すること。 ツ ミスマッチ防止の観点から，募集者等は，青少年の募集又は求人の申込みに当た り，企業の求める人材像，採用選考に当たつて重視する点，職場で求められる能力•資質，キャリア形成等についての情報を青少年又は公共職業安定所，特定地方公共団体，職業紹介事業者若しくは募集情報等提供事業者に対し明示するよう努める こと。

ネ 募集者等は，職業紹介事業者等指針第五を踏まえ，求職者等の個人情報を適切に取り扱うこと。

ナ 青少年の募集を行う者又は募集受託者は，職業安定機関，特定地方公共団体等と連携を図りつつ，当該事業に係る募集に応じて労働者になろうとする青少年から の苦情を迅速，適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

ラ 虚偽の広告をなし，若しくは虚偽の条件を提示して青少年の募集を行った場合，又は虚偽の条件を提示して，公共職業安定所又は職業紹介を行ら者に求人の申込 みを行った場合は，職業安定法第六十五条第九号又は第十号の規定により，罰則の対象となることに留意すること。

ム 第三の一の雇用管理上の措置を講ずることに関連して，事業主は，就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等（以下このムにおいて「就活生等」とい う。）に対する言動に関し，次に掲げる取組を行うことが望ましいこと。
（イ）事業主が雇用する労働者の就活生等に対する言動について必要な注意を払 うよう配慮すること。
（口）事業主（その者が法人である場合にあっては，その役員）自らの就活生等に対する言動について必要な注意を払らよう努めること。
（ハ）第三の一の雇用管理上の措置として，職場におけるパワーハラスメント， セクシュアルハラスメント及び妊娠，出産等に関するハラスメント（（二）におい て「職場におけるパワーハラスメント等」という。）を行ってはならない旨の方

針の明確化等を行う際に，就活生等に対する言動についても，同様の方針を併せ て示すこと。
（二）就活生等から職場におけるパワーハラスメント等に類すると考えられる相談があった場合には，その内容を踏まえて，第三の一の雇用管理上の措置も参考 にしつつ，必要に応じて適切な対応を行うように努めること。
（二）採用内定•労働契約締結に当たって遵守すべき事項等
イ 事業主は，採用内定を行うに当たつては，採否の結果を明確に伝えるとともに，確実な採用の見通しに基づいて行うよう努めること。採用内定者に対しては，書面 の交付等により，採用の時期，採用条件，採用内定の取消事由等を明示するととも に，採用内定者が学校等を卒業することを採用の条件としている場合についても，内定時にその旨を明示するよう留意すること。

口 事業主は，採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には，客観的に合理的な理由を欠き，社会通念上相当であると認められない採用内定の取消 しは無効とされることについて十分に留意し，採用内定の取消しを防止するため，最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずること。

また，やむを得ない事情により採用内定の取消し又は入職時期の繰下げを行う場合には，当該取消しの対象となった学校等の新規卒業予定者の就職先の確保に ついて最大限の努力を行うとともに，当該取消し又は繰下げの対象となった者か らの補償等の要求には誠意を持って対応すること。

八 採用内定者について，労働契約が成立したと認められる場合には，当該採用内定者に対して，自由な意思決定を妨げるような内定辞退の勧奨は，違法な権利侵害に当たるおそれがあることから行わないこと。

二採用内定又は採用内々定を行うことと引換えに，他の事業主に対する就職活動 を取りやめるよう強要すること等青少年の職業選択の自由を妨げる行為又は青少年の意思に反して就職活動の終了を強要する行為については，青少年に対する公平かつ公正な就職機会の提供の観点から行わないこと。

ホ 労働契約の締結に当たっては，労働基準法第十五条第一項の規定により，事業主 は，青少年に対して，労働基準法施行規則第五条第一項各号に掲げる事項として次 に掲げる事項（（ロ）に掲げる事項については，有期労働契約であって当該労働契約 の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限る。） を明示しなければならないこと。この場合において，（イ）から（へ）までに掲げる事

項（昇給に関する事項を除く。）については，書面の交付（同条第四項ただし書の場合 においては，同項各号に掲げる方法を含む。へにおいて同じ。）により明示しなけ ればならないこと。なお，これらの明示された労働条件が事実と相違する場合にお いては，同法第十五条第二項の規定により，青少年は，即時に労働契約を解除する ことができることに留意すること。
（イ）労働契約の期間に関する事項
（口）有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。）
（八）就業の場所及び従事すべき業務に関する事項（就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。）
（二）始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間，休日，休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関 する事項
（ホ）賃金（退職手当及び（チ）に規定する賃金を除く。以下この（ホ）において同じ。） の決定，計算及び支払の方法，賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
（～）退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
（ト）退職手当の定めが適用される労働者の範囲，退職手当の決定，計算及び支払 の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
（チ）臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。），賞与，精勤手当，勤続手当及び奨励加給又は能率手当並びに最低賃金額に関する事項
（リ）労働者に負担させるべき食費，作業用品その他に関する事項
（ヌ）安全及び衛生に関する事項
（ル）職業訓練に関する事項
（ヲ）災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
（ワ）表彰及び制裁に関する事項
（カ）休職に関する事項
へ その契約期間内に青少年が労働契約法第十八条第一項の適用を受ける期間の定 めのない労働契約の締結の申込み（以下「労働契約法第十八条第一項の無期転換申込み」という。）をすることができることとなる有期労働契約の締結の場合におい ては，労働基準法第十五条第一項の規定により，事業主は，青少年に対して，ホに

規定するもののほか，労働契約法第十八条第一項の無期転換申込みに関する事項並びに当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件のうち ホ（イ）及びホ（八）から（カ）までに掲げる事項を明示しなければならないこと。 この場合において，ホ（イ）から（へ）までに掲げる事項（昇給に関する事項を除 く。）のほか，労働契約法第十八条第一項の無期転換申込みに関する事項並びに当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件のうちホ（イ）及 びホ（ハ）から（へ）までに掲げる事項（昇給に関する事項を除く。）については，書面の交付により明示しなければならないこと。なお，これらの明示された労働条件が事実と相違する場合においては，労働基準法第十五条第二項の規定により，青少年は，即時に労働契約を解除することができることに留意すること。

ト 労働条件の明示に関し，労働基準法第十五条第一項の規定に違反した場合は，同法第百二十条第一号の規定により，罰則の対象となることに留意すること。

チ 締結された労働契約の内容である労働条件の変更に当たっては，労働契約法第八条の規定により，原則として，青少年及び事業主の合意が必要であること。なお，就業規則を変更することにより，青少年の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更する場合においては，同法第九条及び第十条の規定を遵守すること。

二 青少年雇用情報の提供
マッチングの向上のためには，労働条件等に加えて，職場における就労実態に係る情報の提供が重要であることに鑑み，事業主等は，法第十三条及び第十四条に規定する青少年雇用情報の提供に当たっては，次に掲げる事項に留意すること。
（一）ホームページ等での公表，会社説明会での提供又は求人票への記載等により，青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第百五十五号。第四の四において「施行規則」という。）第三条第一項各号に掲げる事項の全て について情報提供することが望ましいこと。
（二）学校卒業見込者等が具体的な項目の情報提供を求めた場合には，特段の事情がな い限り，当該項目を情報提供することが望ましいこと。
（三）情報提供の求めを行った学校卒業見込者等に対して，当該求めを行ったことを理由とする不利益な取扱いをしないこと。
（四）情報提供の求めに備え，あらかじめ提供する情報を整備しておくことが望ましい こと。また，その求めがあった場合には，速やかな情報提供に努めること。

三 意欲•能力に応じた就職機会の提供等

事業主は，青少年の募集及び採用に当たり，就業等を通じて培われた能力や経験につ いて，過去の就業形態や離職状況，学校等の卒業時期等にとらわれることなく，人物本位による正当な評価を行うべく，次に掲げる措置を講ずるように努めること。
（一）学校等の卒業者の取扱い
意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から，学校等の卒業者についても，学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定すること。当該条件の設定に当たつては，学校等の卒業者が卒業後少なくとも三年間は応募できるものとすること。

また，学校等の新規卒業予定者を募集するに当たつては，できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに，上限を設ける場合には，青少年が広く応募することが できるよう検討すること。
（二）学校等の新規卒業予定者に係る採用方法
イ 通年採用や秋季採用の積極的な導入
学校等の新規卒業予定者の採用時期については，春季の一括採用が雇用慣行と して定着しているところであるが，何らかの理由により当該時期を逸した青少年 に対しても応募の機会を提供する観点から，通年採用や秋季採用の導入等の個々 の事情に配慮した柔軟な対応を積極的に検討すること。
口 青少年が希望する地域における就職機会の提供
青少年が希望する地域において就職し，安定的に働き続けることができるよう，国や地方公共団体等の施策を活用しながら，いわゆるUIJターン就職等による就職機会の提供に積極的に取り組むことが望ましいこと。
（三）職業経験が少ない青少年等に対する就職機会の提供
職業経験が少ないこと等により，青少年を雇入れの当初から正社員として採用す ることが困難な場合には，トライアル雇用，雇用型訓練等の積極的な活用により，当該青少年の適性，能力等についての理解を深めることを通じて，青少年に安定した職業に就く機会を提供すること。
（四）選考に当たってのいわゆるフリーター等に対する評価基準
いわゆるフリーター等についても，その選考に当たつては，その有する適性，能力等を正当に評価するとともに，応募時点における職業経験のみならず，留学経験やボ ランティア活動の実績等を考慮するなど，その将来性も含めて長期的な視点に立っ て判断することが望ましいこと。
（五）インターンシップ・職場体験の機会の提供
青少年の職業意識の形成支援のため，事業主においても，学校や公共職業安定所等 と連携して，インターンシップや職場体験の受入れを行うなど，積極的に協力するこ とが望ましいこと。

なお，インターンシップに関しては，「インターンシップを始めとする学生のキャ リア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（平成九年九月十八日文部科学省•厚生労働省•経済産業省策定）を踏まえた実施が求められること及びイン ターンシップや職場体験であっても，労働関係法令が適用される場合もあることに留意が必要であること。

四 学校卒業見込者等が希望する地域等で働ける環境の整備
青少年が，希望する働き方を選択し，自ら主体的•継続的なキャリア形成を図ること を可能とするためには，より柔軟かつ多様な就業機会の選択肢が必要である。特に，仕事と生活の調和等の観点から，学校卒業段階で希望する地域で就職機会を得，その地域 において中長期的にキャリア形成ができる環境整備が求められる。このため，事業主は， ICT利活用の可能性も検討しつつ，次に掲げる措置を講ずるよう努めること。 （一）地域を限定して働ける勤務制度の積極的な導入

学校卒業見込者等が一定の地域において働き続けることができるよう，広域的な事業拠点を有する企業は，一定の地域に限定して働ける勤務制度の導入を積極的に検討すること。
（二）キャリア展望に係る情報開示
学校卒業見込者等が適職を選択し，安定的に働き続けることができるよう，採用後 の就業場所や職務内容等を限定した採用区分については，それぞれの選択肢ごとの キャリア形成の見通しなど，将来のキャリア展望に係る情報開示を積極的に行うこ と。

第三 事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置
一 雇用管理の改善に係る措置
事業主は，賃金不払い等の労働関係法令違反が行われないよう適切な雇用管理を行 うこと。また，事業主は，労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十条の二第一項，雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法

律第百十三号）第十一条第一項及び第十一条の三第一項並びに育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十五条第一項の規定並びに事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因す る問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和二年厚生労働省告示第五号），事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべ き措置等についての指針（平成十八年厚生労働省告示第六百十五号），事業主が職場に おける妊娠，出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等 についての指針（平成二十八年厚生労働省告示第三百十二号）及び子の養育又は家族の介護を行い，又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよ らにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（平成二十一年厚生労働省告示第五百九号）に基づき，職場におけるパワーハラスメント，セクシュアルハラスメント及び妊娠，出産，育児休業等に関するハラスメントの防止のため，雇用管理上の措置を講ずること。

さらに，事業主は，青少年について，早期に離職する者の割合が高いことを踏まえ，職場に定着し，就職した企業で安定的にキャリアを形成していくため，青少年の能力や経験に応じた適切な待遇を確保するよう雇用管理の改善に努めるとともに，次に掲げ る措置を講ずるよう努めること。
（一）能力•資質，キャリア形成等に係る情報明示
青少年が採用後の職場の実態と入職前の情報に格差を感じることのないよう，職場で求められる能力•資質，キャリア形成等についての情報を明示すること。
（二）不安定な雇用状態にある青少年の正社員登用等
意欲や能力を有する青少年に安定した雇用機会を提供するため，期間を定めて雇用されていること等により不安定な雇用状態にある青少年が希望した場合に，正社員への登用が与えられるような仕組みを検討すること。

## （三）労働法制に関する基礎知識の付与

青少年の労働法制に対する理解促進は，事業主にとつても職場環境の改善やトラ ブルの防止等に資するものであることを踏まえ，新入社員研修の機会等を捉え，労働法制の基礎的な内容の周知を図ることが望ましいこと。

## 二 職業能力の開発及び向上に係る措置

事業主は，青少年の職場への定着を図り，その有する能力を有効に発揮することがで きるようにする観点から，職業能力の開発及び向上に関する措置を講ずることが重要

であることに鑑み，次に掲げる措置を講ずるよう努めること。
（一）OJT（業務の遂行の過程内において行う職業訓練）及びOFF—JT（業務の遂行の過程外において行ら職業訓練）を計画的に実施すること。
（二）職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十条の二第二項に規定する実習併用職業訓練を必要に応じ実施すること。
（三）青少年の希望等に応じ，青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定 めるために，業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度，企業内 におけるキャリアパス等についての必要な情報の提供，キャリアコンサルティング （職業能力開発促進法第二条第五項のキャリアコンサルティングをいう。）を受ける機会の確保その他の援助を行うこと。その際には，青少年自らの取組を容易にするため，職業能力評価基準等を活用すること。また，青少年が実務の経験を通じて自ら職業能力の開発及び向上を図ることができるようにするために，配置その他の雇用管理に ついて配慮すること。
（四）青少年の自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため，必要に応じて，有給教育訓練休暇，長期教育訓練休暇その他の休暇の付与，始業及び終業時刻の変更，勤務時間の短縮の措置等の必要な援助を行うこと。
（五）各企業における活用状況を踏まえて，必要に応じて，ジョブ・カード（職業能力開発促進法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書をいう。第四の五におい て同じ。）を，青少年が職業生活設計及び職業能力の証明のツールとして活用するた めの支援を行うこと。
（六）青少年の職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進す るため，職業能力開発促進法第十一条第一項の計画の作成や同法第十二条の職業能力開発推進者の選任を行うこと。

第四 特定地方公共団体及び職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置

青少年の就職支援並びに職業能力の開発及び向上に携わる主な関係者として，特定地方公共団体及び職業紹介事業者等は，青少年が安定的な就業機会を得て，職場定着及びキ ャリアアップを実現できるよう，次に掲げる措置を講ずるように努めるとともに，第二の

- （一）に掲げる事項が適切に履行されるよう，必要な措置を講ずること。
- 青少年の主体的な職業選択・キャリア形成の促進

特定地方公共団体，職業紹介事業者，募集情報等提供事業者，地域若者サポートステ ーション等は，青少年自身が主体的に職業選択及びキャリア形成を行えるよう，青少年 の希望等を踏まえながら，個々の状況に応じた支援を行うことが望ましいこと。

二 中途退学者及び未就職卒業者への対応
学校等を中途退学した者（以下この二において「中途退学者」という。）や，卒業時ま でに就職先が決まらなかった者（以下この二において「未就職卒業者」という。）につい ては，個々の事情に配慮しつつ希望に応じた就職支援が必要である。

このため，中途退学者について，特定地方公共団体，職業紹介事業者及び地域若者サ ポートステーションは，学校等及び公共職業安定所と協力しつつ相互に連携し，中途退学者の個々の状況に応じた自立支援を行うとともに，自らの支援内容が中途退学者に対して効果的に提供されるようにすること。また，未就職卒業者について，特定地方公共団体及び職業紹介事業者は，学校等及び新卒応援ハローワークと協力し，個別支援や面接会の開催など，卒業直後の支援を充実させること。

## 三 募集情報等提供事業者による就職支援サイトの運営

事業主が募集情報等提供事業者の就職支援サイトを活用して青少年の募集を行う場合において，募集情報等提供事業者は，当該募集に関する情報を提供するに当たつて，次に掲げる事項に留意すること。
（一）職業紹介事業者等指針第四を踏まえ，情報の的確な表示を行うこと。
（二）青少年が，適切に職業選択を行らことができるよう，就職支援サイトで提供する情報はわかりやすいものとすること，提供する情報の量を適正なものとすること，青少年の主体性を尊重したサービスの提供を行うこと等について配慮すること。
（三）労働者になろうとする青少年，青少年の募集を行う者，募集受託者，職業紹介事業者，他の募集情報等提供事業者，特定地方公共団体又は職業安定法第四条第十二項 に規定する労働者供給事業者から申出を受けた当該募集情報等提供事業者の募集情報等提供事業に関する苦情を適切かつ迅速に処理するため，相談窓口を明確にする とともに，必要な場合には職業安定機関と連携を行うこと。
（四）学生，生徒等を対象とした事業を行うときは，学業への影響を考慮した適正な事業運営を行うこと。
（五）職業安定法第四条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者は，同法第五条の五の規定に基づき，及び職業紹介事業者等指針第五を踏まえ，労働者になろうと する青少年の個人情報を適切に取り扱うこと。
（六）虚偽の広告をなし，又は虚偽の条件を提示して募集情報等提供を行った場合は，職業安定法第六十五条第九号の規定により，罰則の対象となること。

四 青少年雇用情報の提供
（一）特定地方公共団体及び職業紹介事業者（職業安定法第三十三条の二第一項の規定 により無料職業紹介事業の届出を行った場合は，学校等も含まれることに留意する こと。）は，学校卒業見込者等求人（法第十四条第一項に規定する学校卒業見込者等求人をいう。以下同じ。）の申込みを受理する際に，同条の趣旨に沿って，求人者に青少年雇用情報の提供を求めるとともに，施行規則第三条第一項各号に掲げる事項の全てを提供するよう働きかけ，学校卒業見込者等に対する職業紹介に活用すること が望ましいこと。また，特定地方公共団体及び職業紹介事業者は，就職支援サイトを運営する場合は，事業主の青少年雇用情報について，可能な限り同項各号に掲げる事項の全てが掲載されるように取り組むこと。

求人の申込みを受理する段階で提供がなされていない青少年雇用情報について，学校卒業見込者等から特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対して個別に照会が あった場合は，法第十四条の趣旨に沿って，特定地方公共団体又は職業紹介事業者か ら求人者に対して当該照会に係る青少年雇用情報の提供を求めることが望ましいこ と。この場合において，当該照会を行った学校卒業見込者等に関する情報を求人者に明示する必要はないことに留意すること。
（二）募集情報等提供事業者は，自らの運営する就職支援サイトに，学校卒業見込者等募集（法第十三条第一項の学校卒業見込者等募集をいう。）を行う事業主の青少年雇用情報について，可能な限り施行規則第三条第一項各号に掲げる事項の全てが掲載さ れるように取り組むこと。

五 職業能力の開発及び向上に係る措置
職業訓練機関は，青少年の個性に応じ，かつ，その適性を生かすよう，効果的に職業訓練を実施すること。また，青少年の状況に応じた，ジョブ・カードを活用した円滑な就職に向けた支援を行うこと。

六 職業生活における自立促進のための措置
地域若者サポートステーションは，いわゆるニート等に対し，その特性に応じた適職 （法第一条に規定する適職をいう。）の選択その他の職業生活に関する相談の機会，職場体験機会その他の必要な措置を講ずること。

七 青少年の希望及び状況に応じた関係機関の紹介

特定地方公共団体，職業紹介事業者，職業訓練機関及び地域若者サポートステーショ ンは，青少年の希望及び状況に応じて，支援対象の青少年を適切な機関に紹介するなど，適宜連携しながら切れ目なく必要な支援が受けられるように配慮すること。
八その他の各関係者が講ずべき措置
一から七までに定めるもののほか，他の法令，指針等に基づく措置にも留意しながら，全ての関係者は，青少年の希望及び状況に応じ，その雇用機会の確保及び職場定着の促進のために必要な支援を適切に行うこと。


[^0]:    ※新卒者等の範囲は以下のとおりです。
    ただし当該募集•求人の対象外となっている場合は，情報提供の求めを行うことができません。
    （1）学校（小学校及び幼稚園を除く），専修学校，各種学校，外国の教育施設に在学する者で，卒業することが見込まれる者
    （2）公共職業能力開発施設やヤ職業能力開発総合大学校の職業郤練を受ける者で，修了することが見込まれる者
    （3）上記 1 ，（2）の卒業者及び修了者

[^1]:    全ての青少年雇用情報をあらかじめ公表できない場合でも，採用•広報活動におけるトラブ ル防止のため，ホームページに「情報提供を求めたことにより，採用選考過程において不利 に取り扱われることはありません」と記載する等，明確に発信することが望まれます。

[^2]:    【参考：職業安定法】
    第五条の六 公共職業安定所，特定地方公共団体及び職業紹介事業者は，求人の申込みは全て受理しなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する求人の申込みは受理しないことができる。
    —～六（上記（1）～⑥とおりであるため省略）
    2 公共職業安定所，特定地方公共団体及び職業紹介事業者は，求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは，当該求人者に報告を求めることができる。
    3 求人者は，前項の規定による求めがあつたときは，正当な理由がない限り，その求めに応じなければならない。

